

2019年12月18日

各位

会社名 日興アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード：13084)
代表者名 代表取締役社長 安倍秀雄
問い合わせ先 E T F ビジネス開発部 今井幸英
(TEL. 03-6447-6581)

**「上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)」
「上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり」
重大な約款変更に係る書面決議手続きの不備による延期のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)」(証券コード：1547)、「上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり」(証券コード：2521) (以下、各 E T F といいます。) の重大な約款変更につきまして、書面による決議 (以下、書面決議といいます。) の手続きに不備があることが判明したため、2020年2月7日に予定しておりました約款変更 (信託財産留保額の撤廃) は延期とさせていただきますので、ここにご案内申し上げます。

受益者の皆様にご迷惑をおかけする事態となりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

これまでの経緯につきまして、ご報告申し上げます。先に、2019年10月18日付『「上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)」重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ』および『「上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり」重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ』にてご案内しました通り、弊社では、2020年2月7日に各 E T F の約款変更 (信託財産留保額の撤廃) を行なうべく、投資信託及び投資法人に関する法律、その関係法令および各 E T F の信託約款の規定に基づいて、2019年11月10日時点の受益者の皆様に対し、書面決議の手続きを進めてまいりました。

しかしながら、受益者名簿の管理および書面決議関連書類 (議決権行使書面を含む。以下同じ。) の送付を執り行なう三井住友信託銀行株式会社 (各 E T F の受託会社) において、以下の事実が確認されました。

- ①一部の受益者様に対し、書面決議関連書類が送付されていない事実
- ②書面決議関連書類を送付した受益者様に対しても、2019年11月10日時点の議決権の数を正しく記載していない事実

これを受けて、弊社ではこのたびの書面決議手続きは法令上の要件を満たしていないと判断し、約款変更スケジュールを見直した上で、当該約款変更に係る書面決議関連書類を改めて発送することを決定いたしました。(約款変更内容は、変更後のスケジュールに合わせた形で修正いたします。)

変更後の具体的なスケジュールは関係者と調整の上、早急に確定しご案内いたします。

このような混乱を招きましたことを重ねてお詫び申し上げます。

日頃の皆様からのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具